

2013年5月22日

各位

会社名 株式会社ディー・エヌ・エー  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 守安 功  
(コード番号: 2432 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経営企画本部長 小川 智也  
電話番号 03-6758-7200

## 取締役の報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2013年5月22日開催の取締役会において、取締役の現金報酬額の改定に関する議案並びに株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の報酬額及び内容の改定に関する議案を、2013年6月22日開催予定の第15回定時株主総会（以下、「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定の理由

取締役（社外取締役を除く。）の業績向上に対する意欲をさらに高めることを目的として、従来固定額としていた現金報酬の一部及び株式報酬型ストックオプションに関する報酬額の上限を、前事業年度の業績に連動する内容に改めることといたします。また、株式報酬型ストックオプションについては、付与される新株予約権の個数の上限を新たに設けます。

さらに、本総会に社外取締役の選任を付議することに伴い、あわせて社外取締役に対する現金報酬額の上限を定めるとともに、社外取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び付与される新株予約権の個数の上限を定めます。

#### 2. 各議案による改定の内容

##### (1) 取締役の報酬額改定の件

###### 【改定前】

年額 500 百万円 以内（社外取締役は対象外）

###### 【改定後】

###### ① 固定報酬額

年額 320 百万円 以内（うち社外取締役分は年額 20 百万円 以内）

###### ② 業績連動型報酬額（社外取締役は対象外）

前事業年度の連結損益計算書における「親会社の所有者に帰属する当期利益」（※）の額の 1.0% 以内（年額）（ただし、下記(2)の社外取締役以外の取締役に対するストックオプション報酬額（年額）と合算して当該利益の額の 1.0% を超えないものとする）

（※）当社が採用している国際会計基準における「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、日本基準における「当期純利益」に相当する項目です。

(2) 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容改定に関する件

【改定前】

年額 200 百万円 以内（社外取締役は対象外）

【改定後】

① 社外取締役以外の取締役

前事業年度の連結損益計算書における「親会社の所有者に帰属する当期利益」の額の 1.0% 以内（年額）（ただし、上記(1)の現金による業績連動型報酬額（年額）と合算して当該利益の額の 1.0% を超えないものとし、かつ年間 160,000 個 を上限とする）

② 社外取締役

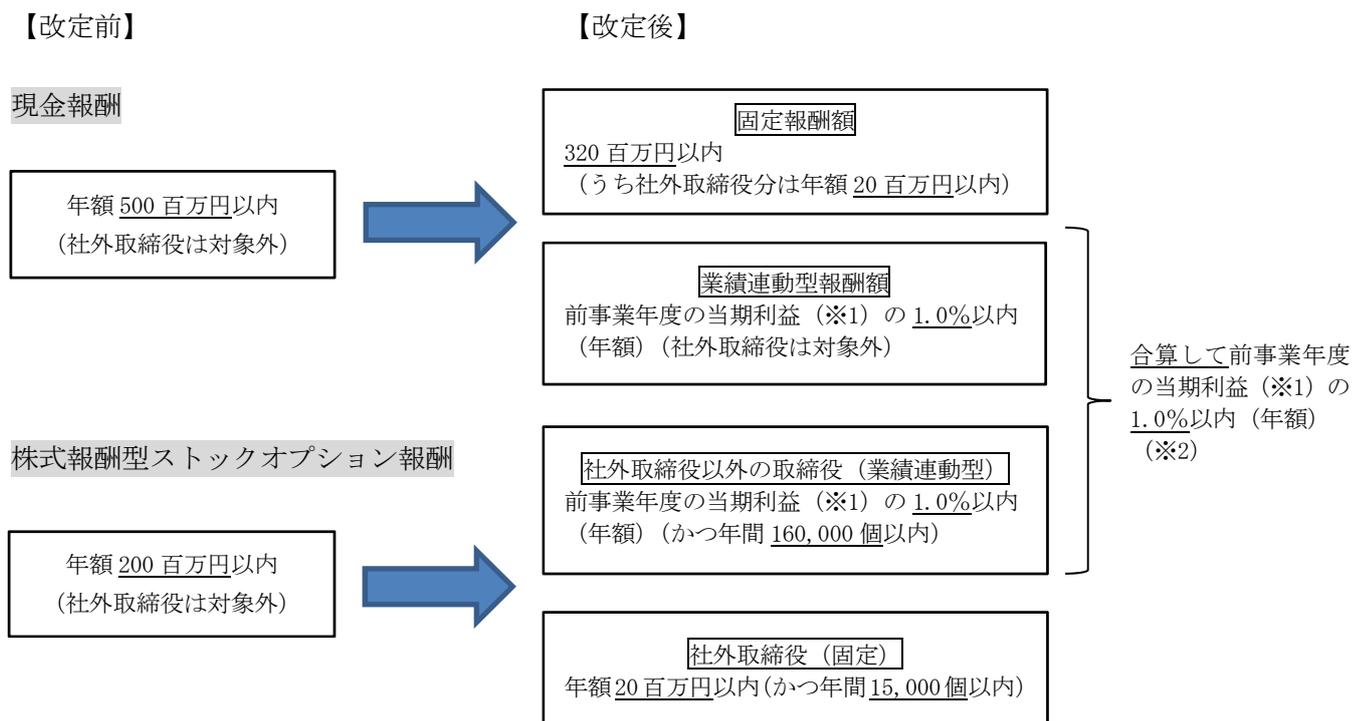
年額 20 百万円 以内で、かつ年間 15,000 個 を上限とする

社外取締役については、その職務の性質に鑑み、ストックオプション報酬額は固定といたします。また、今回、新たに社外取締役に対するストックオプション報酬額を設定することに伴い、社外取締役に適用される新株予約権の行使条件を新たに設けます。

本件による改定を反映した新株予約権の内容は別紙のとおりです。

以 上

（ご参考）改定のイメージ



(※1) 連結損益計算書における「親会社の所有者に帰属する当期利益」

(※2) 第15期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）の当期利益の1%は、約4.6億円です。

本件に関するお問い合わせ先  
株式会社ディー・エヌ・エー(<http://dena.com>)  
IR部 ([ir@dena.com](mailto:ir@dena.com))

## 新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の総数

各事業年度に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、社外取締役以外の取締役については前事業年度の連結損益計算書における親会社の所有者に帰属する当期利益の額の1.0%の範囲内（ただし、本文中(1)の議案（取締役の報酬額改定の件）が原案どおり承認可決された場合、同議案の現金による業績連動型報酬額（年額）と合算して当該利益の額の1.0%を超えないものとする。）、社外取締役については年額20百万円の範囲内でそれぞれ新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値をもとにブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数（ただし、整数未満の端数は切り捨てるものとし、また社外取締役以外の取締役については年間160,000個、社外取締役については年間15,000個をそれぞれ超えないものとする。）を限度とする。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

### 3. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

### 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### 5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

### 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記5.の期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日（以下「行使期限日」という。）までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権の割当日において社外取締役である者については、新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日において社外取締役である場合には、同日から新株予約権を行使することができるものとする（なお、その後取締役を退任した場合には行使期限日までに限る。）。
- ③ その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

### 8. その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。